

【事業者用】

豊中市重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業Q&A

(事業について)

Q1 入院時コミュニケーション等支援事業のサービス内容はどのようなものか。

A 意思疎通の困難な障害者が入院した際に医療従事者との意思疎通の仲介

(支援員の資格)

Q2 意思疎通の仲介を行うものとは。資格は必要か。

A 本事業に支援員としての特別な資格は必要としませんが、日常より本人の支援を行っており、コミュニケーションを円滑に図れる(独特の伝達方法がある場合は、その判断を理解できる)方が支援員になれると考えています。

(利用の申請)

Q3 申請書はどこに提出するのか。

A 本人の障害福祉サービス等の支給決定を行っている地区担当(障害福祉課相談支援係、障害福祉センターひまわり内相談支援擁護係)に申請してください。

Q4 緊急入院等、事前に申請ができない場合はどうすればよいか。

A 必要性があると認められる場合には、電話、ファクシミリ等で仮申請を行うことも可能です。

(併給について)

Q5 事業所での活動中に対応する場合、勤務時間として算定してよいか。

A 事業所の障害福祉サービスや相談支援の利用者で、通常業務に支障がない範囲であれば、構いません。

(複数事業者派遣)

Q6 複数の事業者が支援を行っている場合の利用時間の上限管理はどうするのか。

A 事業者間で調整し、その代表事業者に管理をお願いします。代表事業者とは、決定通知書の「コミュニケーション支援事業者」欄の一番上に記されている事業者になります(上限時間管理者)。なお、事業者は毎回支援終了後に「事業利用記載欄(決定通知書に添付)」へ事業者名、利用日、利用時間及び累計時間数を記載してください。

Q7 業務の途中でヘルパーの交代ができるか。(事業者間・事業者内ヘルパー)

A 同じ事業者のヘルパーによる途中交代については、長時間の業務となることもあるため、可能です（この場合の市への報告は不要）。また、事業者間の途中交代はできません。一日に利用できるのは1事業所のみになります。

Q8 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができるか。

A 不可。

（時間数について）

Q9 1回の利用時間の制限があるのか。

A 特に制限はないが、月あたり50時間を超えないものとなります。

Q10 支給決定量の上限を超える利用は可能か。

A 支給決定量を超える場合は、利用者は別途事業者との契約により利用することができるが、超えた部分については市からの支給は行いません（自費での利用となります）。

Q11 事業者間の契約時間の受け渡しは可能か。

A それぞれの事業者において、契約の変更、事業者記入欄への記載が必要です。

（支給決定期間について）

Q12 支給決定の有効期間は。

A 基本的に入院ごとに申請が必要となります。ひと月単位での支給決定となり、更新はありません。

（事業者の変更について）

Q13 利用後に契約事業者の変更があった場合は、

A 再度申請書の提出が必要になります。

（業務内容について）

Q14 利用できるサービスの内容はどのようなものか。

A 医療機関の業務の範囲に該当しない以下の内容にかかる意思疎通の支援になります。

- ① 入院時に行う説明又は聞きとり
- ② 病院スタッフによる治療計画及び入院計画の説明
- ③ 診察、処置、検査及び療養の説明及び実施
- ④ 手術の前後の説明及び処置
- ⑤ リハビリテーションの説明及び実施

- ⑥ 退院後の治療及び療養の説明
- ⑦ 医療費制度及び福祉保健制度の説明及び相談

Q15 介護保険を利用していても使えるか。

A 障害福祉サービスの支給決定を受けている事が必要です。また、介護保険で対応できるサービスは介護保険を優先することとなります。

Q16 突発的利用ができるか。

A 事業者が対応できる場合は可能です。

Q17 キャンセル料を利用者に請求することができるか。

A キャンセルの場合、市への請求はできません。ただし、重要事項説明書でキャンセル料の取扱いを明確にし、契約時に利用者との間での取り決めをした上であれば、定められたキャンセル料を請求することは可能です。

Q18 病院までの交通費を利用者に請求できるか。

A 市外等遠方の病院への派遣になる場合は、交通費等の実費負担について、利用者に請求することは可能です。その場合、あらかじめ利用者との取り決めが必要となります。

Q19 支援員を派遣しようとしたところ、病院から承諾の得られなかった場合は。

A 本事業は、事業者病院双方の了解が得られていることを前提としています。よって、病院から承諾の得られない場合、サービス提供は不可能となります。

(請求について)

Q20 請求はどのような流れで行うのか。

A 利用者と契約したら、「豊中市障害者入院時コミュニケーション等支援事業 契約内容（事業者記入欄）報告書」を提出してください。

利用者への支援が終了した後、「豊中市重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業給付費請求書（様式3号）」に「豊中市重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業実績報告書（様式4号）」を添えて、翌月10日までに障害福祉課事業所係まで提出してください。内容を審査のうえ、支払を行います。

Q21 複数の事業者が派遣されている場合の請求はどうなるのか。

A 総時間数が決定時間数を超えることのないよう、事業者間で調整していることが前提ですが、それぞれの事業者ごとに請求手続きを行ってください。そのうえで内容を審査し、支払を行います。